

高齢者肺炎球菌予防接種についての説明書

接種前に必ず読んでください。（裏面あり）

<肺炎球菌とは>

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5％の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

<高齢者肺炎球菌ワクチン>

肺炎球菌には、93種類の血清型があり、平成26年10月からの定期接種で使用される「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」は、そのうち23種類の血清型に効果があります。また、この23種類の血清型は成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の64％を占めるという研究結果があります。

<予防接種法で決められた高齢者肺炎球菌予防接種の対象者>

- ① 65歳の方で、これまで肺炎球菌の予防接種を一度も受けたことのない方（実費で接種したことのある方は対象外となります）
- ② 満60歳以上満65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方（身体障害者手帳1級相当）

<高齢者肺炎球菌予防接種の副反応>

肺炎球菌ワクチンの接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応等が報告されています。接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐに医師にご相談ください。その他、以下のような副反応の報告があります。

報告頻度	5％以上	1～5％	1％未満	頻度不明 注)
全身症状		倦怠感、違和感、悪寒、発熱	ほてり	無力症
筋・骨格系		筋肉痛		関節痛、関節炎CK（CPK）上昇
注射部位	疼痛、熱感、腫脹、発赤	硬結	掻痒感	可動性の低下
精神神経系		頭痛		感覚異常、熱性痙攣、浮動性めまい
呼吸器			咽頭炎、鼻炎	
消化器			悪心	嘔吐、食欲減退
血液				リンパ節症・リンパ節炎、白血球数増加
皮膚			皮疹	蕁麻疹、多形紅斑
その他		ALT（GPT）上昇	腋窩痛	血清病、CRP上昇

注) 自発報告あるいは海外において認められている
※ 新製剤および旧製剤で認められた副反応を記載
※ 厚生労働省「高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種Q＆A」より抜粋

<本人の意思確認・予防接種希望書への自署および代筆について>

予防接種を受けることは義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合のみ行われます。したがって認知症状などで正確な本人の意思の確認が難しい場合などには家族やかかりつけ医によって特に慎重に本人の接種意思の確認をする必要があります。最終的に本人の接種の意思が確認できない場合には予防接種法による接種はできません。また、接種を受ける本人に麻痺などがあって、接種の意思は確認できても予防接種希望書に署名ができない場合は、ご家族の代筆も可能です。原則として、医療従事者（医師・看護師・薬剤師・検査技師・看護助手他）や知人等による自署の代筆は認められていません。

<予防接種を受けることができない人>

- ・ 明らかに発熱がある方。一般的に体温が 37.5℃ 以上の場合を指します。
- ・ 重篤な急性疾患にかかっている方。
- ・ 肺炎球菌ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある方。
＊「アナフィラキシー」というのは通常接種後 30 分以内におこるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔が急に腫れる、全身のひどいじんましん、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身症状です。
- ・ 肺炎球菌予防接種を前に受けたことがある方。
- ・ その他、医師が接種不適当と判断した方。
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの接種日から原則、前後 13 日以上の間隔が空いていない方。

<予防接種を受ける際に、担当医師とよく相談しなければならない人>

- ・ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方。
- ・ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状をおこしたことがある方。
- ・ 過去にけいれんをおこしたことがある方。
- ・ 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方。
- ・ 肺炎球菌ワクチンの接種液の成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方。

<予防接種を受けた後の一般的な注意事項>

- ・ 予防接種を受けた後 24 時間は健康状態の変化に注意しましょう。特に接種直後の 30 分間は、急な副反応がおこることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ・ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
- ・ 接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ・ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

<副反応が起こった場合・健康被害救済制度>

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する（障害が治癒する期間）まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因によるものかの因果関係を、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けとることができます。